

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体が不動産関係団体、居住支援団体等と連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第81条第1項に基づく協議会

（１）設立状況 163協議会が設立（令和7年6月30日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（125市区町村）

札幌市、旭川市、函館市、本別町、仙台市、横手市、大館市、鶴岡市、山形市、さいたま市、宇都宮市、鹿沼市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、墨田区、荒川区、港区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、あきる野市、三鷹市、小平市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木市、岐阜市、菊川市、伊豆の国市、越前市、敦賀市、長野市、南佐久（小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村）、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、半田市、一宮市、蒲郡市、草津市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、堺市、八尾市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、呉市、東広島市、東みよし町、東温市、宇和島市、松山市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、みやき町、竹田市、豊後大野市、日田市、国東市、日出町、大分市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）、霧島市、奄美市、瀬戸内町、鹿児島市、沖縄市

（２）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（３）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和7年度予算〕
居住支援協議会等活動支援事業（10.81億円）

